

(別記5)

## 親元等就農支援事業

### 第1 事業の内容

本市の農地を守り農業を維持・発展させるため、農家子弟の親元就農や第三者による継承を確実に進めていくことが不可欠であることから、親元就農後の収入低下や経営継承時に伴う出費など経済的な不安を解消するための資金を交付する。

### 第2 用語の定義

別記5において、以下に掲げる用語の意義はそれぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 個人経営体 個人（世帯）で農業生産を営む経営体をいい、法人化して事業を行う経営体は含まない。
- (2) 親元就農 三親等以内の親族が経営する個人経営体に従事者として就農する、又は従事者として就農する段階を経ずに即時継承することをいう。
- (3) 第三者継承 親元就農以外の新規参入者に対して、農地や施設・機械などの「有形資産」と、技術・ノウハウ・信用などの「無形資産」を一体的に受け渡すことをいう。有形資産の受け渡しは、継承者名義で所有又は借り受けていることで確認する。
- (4) 経営移譲 農業経営に必要な農地、主要な機械・施設、生産物や資材の取引を後継者名義とし、後継者名義で確定申告を行うことを指す。なお、経営のすべてを継承することを指し、一部を継承する場合は含まない。
- (5) 農業経営主
  - ア 親元就農の場合は、親元就農者の三親等以内の親等である経営主。ただし、補助事業者が既に経営を継承している場合は前経営主とする。
  - イ 第三者継承の場合は、補助事業者の前農業経営主をいう。

### 第3 交付要件等

1 農業経営主は以下に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 次のア又はイに該当すること。

ア 農業経営主が認定農業者であること。

イ 農業経営主が基盤強化法第19条に規定する地域農業経営基盤強化促進計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）又は人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。）の2の（1）の実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること。

（2） 補助金の交付申請時において、農業経営主世帯の前年の農業所得が農業に従事する者一人当たり400万円以下であること。

（3） 農業経営主の営む経営体は、市内に住所及び経営の拠点を有する個人経営体であること。

（4） 親元就農の場合は、農業経営主が65歳に達するまでに、補助事業者に対して経営移譲する意思が明確であること。ただし、就農時に農業経営主が65歳に達している場合にあつては就農日から5年以内に経営移譲する意思が明確であること。

2 補助事業者は、以下の全ての要件を満たすこと。

（1） 市内に住所を有すること。

（2） 就農又は継承する個人経営体を農業経営主から切れ目なく継承すること。

（3） 就農時の年齢が60歳以下の者であること。

（4） 経営継承後、認定新規就農者または認定農業者になることが確実と認められる者であること（既に認定されている場合を含む）。

（5） 親元就農の場合は、農業経営主の三親等以内の親族であること。

（6） 年間の農業従事日数が225日（1,800時間）以上であること。

（7） 親元就農の場合は、経営主が65歳に達するまでに経営移譲を受けること。ただし、就農時に経営主が65歳に達している場合にあつては就農日から5年以内に経営移譲を受ける意思が明確であること。

（8） 生活費の確保を目的とした国、県及び市の他の事業による交付等を受けていないこと。

（9） 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）別記3の雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記2の農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け

2 経営第 2 5 5 8 号 農林水産事務次官依命通知) の別記 2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和 3 年 1 2 月 2 0 日付け 3 経営第 1 9 9 6 号 農林水産事務次官依命通知) 別記 2 の雇用就農者実践研修支援事業、経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和 3 年 3 月 2 6 日付け 2 経営第 2 9 8 8 号 農林水産事務次官依命通知) 別記 1 の経営継承・発展支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(10) 補助金の交付申請時において、次のア～ウの要件を満たすこと。

ア 前年の本人及び配偶者(同居又は生計を一にする別居の配偶者が該当する。)の所得の合計が 6 0 0 万円以下であること。

イ 親元就農の場合は、農業経営主と家族経営協定を締結していること。

ウ 親元就農者にあつては農業経営主が経営する農業経営体に就農した日(就農した日は、家族経営協定の締結日、又は青色事業専従者となった日(青色申告申請日)とする。以下、「就農日」という。)又は即時継承した日(継承した日は、原則、「農地の取得」「農業機械の取得」「農作物の販売」を行った日の中で最も早い日とする。以下「事業継承日」という。)から、第三者継承者にあつては事業継承日から 1 年を超えていないこと。また、直近 2 年分の確定申告書または所得証明書の写しにより、就農日又は事業継承日から 1 年以内であることが確認できること。

#### 第 4 交付金額

補助金の額は、1 0 0 万円とし、1 経営体につき 1 回限りとする。

#### 第 5 補助金の交付申請等

補助事業者は、就農日又は継承日から 1 年以内に要綱第 4 条の規定に従い補助金の交付申請を行うものとする。なお、事業計画を作成するに当たっては、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、市及び関係機関から助言並びに指導を受けることとする。

#### 第 6 就農状況報告等

1 補助事業者は、毎年、当該年における就農状況を就農状況報告(別添 5-2-1 または 5-2-2)により翌年の 1 月末日までに市長へ提出するものとする。なお、交付 1 年目の対象

期間は交付年度の1月から翌年度の12月末までとし、又、交付期間終了後の対象期間は交付1年目の報告対象期間終了日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。

- 2 補助事業者は、交付1年目及び交付期間終了後3年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1箇月以内に住所等変更届（別添5-3）を市長に提出する。
- 3 補助事業者は、交付期間終了後3年以内に病気、ケガ、妊娠・出産又は災害等、本人の責めに因らないやむを得ない事情により就農を中断する場合は、中断後1箇月以内に市長に就農中断届（別添5-4）を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とするが、妊娠・出産又は災害にあつては最長3年とし、就農を再開する場合は就農再開届（別添5-5）を提出する。
- 4 市長は、就農中断届の提出があつた場合には、内容について審査し、就農を中断する必要があると認めた場合は、就農中断（不）承認通知書（別添5-6）により補助事業者に通知するものとする。
- 5 補助事業者は、交付期間終了後3年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1箇月以内に離農届（別添5-7）を市長に提出しなければならない。

## 第7 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第7条の規定に従い実績報告を行うものとする。

## 第8 補助金の返還

補助事業者は、以下に掲げる事項に該当する場合、補助金を返還しなければならない。ただし、第9の（1）に該当する場合であつて、やむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

- （1） 交付1年目に要件を満たさなくなった場合。
- （2） 交付期間終了後3年以内に第3に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- （3） 交付期間終了後3年間営農を継続しなかった場合。ただし、第6の3の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者を除く。

## 第9 補助金返還額

- (1) 交付1年目に第3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、補助金の全額を返還する。
- (2) 交付期間終了後3年以内に第3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、交付済みの補助金の総額に、残りの期間の月数分（当該事項に該当した月を含む）を3年（36箇月）で除した値を乗じた額を返還する。
- (3) 交付期間終了後3年間営農を継続しなかった場合は、交付済みの補助金の総額に、営農を継続しなかった期間（当該事項に該当した月を含む）を交付期間終了後営農継続すべき3年間（36箇月）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の3の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者を除く。

## 第10 返還免除

- (1) 補助事業者は、病気や災害等の本人の責めに因らない事情によりやむを得ず営農を中止または離農する場合は、返還免除申請書（別添5-8）を市長に提出することができる。
- (2) 市長は、補助事業者から提出された返還免除申請の申請内容が前項のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、補助金の返還を免除することができる。なお、返還の免除が認められる場合は、市長は返還免除通知書（別添5-9）により補助事業者に通知するものとする。